

平成 27 年 2 月 16 日

日本関税協会横浜支部
齊藤 事務局長 殿

横浜税関
業務部管理課長 福田 喜久雄

マレーシアとの AEO 相互承認の実施について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素から税関行政に対し深いご理解と多大なご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

平成 26 年 6 月 27 日に署名されたマレーシアとの AEO 相互承認取決めについて、両国において実施体制が整い、本年 3 月 1 日から実施されることとなりましたのでお知らせいたします。

具体的な実施内容は、別添「リーフレット」に記載のとおりとなりますところ、ご多忙中恐縮ではございますが、貴会会員各位にご周知いただきますよう、よろしくお取り計らい願います。

(添付資料)

- ・日マレーシア AEO 相互承認の実施について (リーフレット)

平成27年3月1日より

平成27年2月
財務省・税関

日マレーシア間AEO相互承認 が実施されます。

1

マレーシアとのAEO相互承認の実施にあたり、日本のAEO輸出入者の皆様は、以下の方法で、マレーシアでの輸出入手続において相互承認のメリットを受けることができます。

日本のAEO輸出入者の方は、皆様の日マレーシア相互承認用コードをマレーシアの取引相手にお知らせ下さい。

※相互承認用コードは、各税関のAEO制度担当からお知らせ致します。

マレーシアの輸出入者がそのコードをマレーシアでの輸出入手続の際に入力することで、皆様の貨物がマレーシアでの輸出入手続において、相互承認のメリットを受けることができます。

2

マレーシアのAEO輸出入者と取引を行う日本の輸出入者の皆様は、以下の方法で、日本での輸出入手続において相互承認のメリットを受けることができます。

日本の輸出入者の皆様が取引を行うマレーシアの輸出入者が、AEO輸出入者である場合には、マレーシアのAEO輸出入者が保有する14桁のコード(参考1)を相手方に確認し、ルール(参考2)に従って12桁としたコードを日本での輸出入手続の際にNACCSの海外仕出人・仕向人コード欄に入力して下さい。

【参考1:マレーシアのAEO輸出入者が保有するコード(14桁)の体系】
“MY”+事業者ID(英数字5桁)+“H”+登録年(2桁)+連番(4桁)

【参考2:14桁から12桁への変換ルール】※次ページ参照

1桁目を“A”、2~6桁目を事業者ID、7,8桁目を登録年、

9,10桁目を“MY”、11,12桁目を“00”とする。(11,12桁目は、数字の「ゼロ」)

(例): MY12345H100001 → A1234510MY00

日マレーシア間AEO相互承認の内容については、

http://www.mof.go.jp/customs_tariff/trade/facilitation/ka20140627.htm

をご参照下さい。

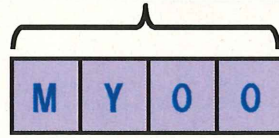
マレーシアのAEO事業者が保有する14桁のコード

桁数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
規則	M	Y	事業者ID					H	登録年	連番				

日本のNACCS用に12桁とするコードへの変換

桁数			2	3	4	5	6		7	8				
規則	M	Y	事業者ID					H	登録年	連番				
例	M	Y	N ₁	N ₂	N ₃	N ₄	N ₅	H	1	0	0	0	0	1

(1桁目挿入)



(9~12桁目挿入)

桁数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
規則	A	事業者ID					登録年	M	Y	0	0	
例	A	N ₁	N ₂	N ₃	N ₄	N ₅	1	0	M	Y	0	0

日本での輸出入手続の際にNACCSの海外仕出人・仕向人コード欄に入力する相互承認用コード

ご不明な点は、各税関のAEO制度担当までお問い合わせ下さい。

函館税関	電話:0138-40-4254
東京税関	電話:03-3599-6343
横浜税関	電話:045-212-6125
名古屋税関	電話:052-654-4169
大阪税関	電話:06-6576-3391
神戸税関	電話:078-333-3071
門司税関	電話:050-3530-8312
長崎税関	電話:095-828-0126
沖縄地区税関	電話:098-862-9291